件名	該当者	手続きの方法
旅券(パスポート)	旅券所持者	住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住所をご自身で訂正していただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると、旅券が無効となりますのでご注意ください。
		【島原振興局総務課 TEL 0957-63 - 5036】
自動車運転免許証	免許証所持者	住所変更の手続きが必要です。ただし、更新時に併せて手続きを行うことができます。なお、書き換えを希望される方は、南島原警察署及び運転免許試験場(大村)で手続きができます。 【南島原警察署 TEL 0957-86-2110】 【運転免許試験場(大村)TEL 0957-53-6131】
土地・建物登記簿の所在	所有者	所在変更の手続きは必要ありません。 所在の変更登記は法務局が職権で行いますので手続きは不 要です。
		【長崎地方法務局島原支局 TEL 0957-62 - 2513】
土地·建物登記簿の名義人 (所有者·抵当権者など)の 住所		住所変更の手続きは必要ありません。 所有者等の住所は、新市名に変更されたものとみなされます。 なお、住所変更しないと不都合がある場合には、管轄する法務 局へ申請して変更することができます。
会社(法人)の本店及び主た る事務所の所在	会社・法人の代表者及び 役員	所在変更の手続きは必要ありません。 本店及び支店の所在変更登記は法務局が職権で行いますの で手続きは不要です。
		【長崎地方法務局島原支局 TEL 0957-62 - 2513】
会社(法人)の代表者·役員 等の住所		住所変更の手続きは必要ありません。 代表者等の住所変更は法務局が職権で行いますので手続き は不要です。
		【長崎地方法務局島原支局 TEL 0957-62 - 2513】
国民年金·厚生年金の受給 者·加入者の住所	受給者 加入者	住所変更の手続きは必要ありません。
		【諫早社会保険事務所 TEL0957-25-1661】
自動車検査証	普通自動車の使用者及び 所有者	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、名義変更や廃車の際に、証明書が必要となる場合が
	小型二輪自動車(排気量 250CC 超)の使用者及び	あります。 詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
	所有者	【九州運輸局長崎運輸支局 TEL095-839-4748】
	軽自動車の使用者·所有 者	住所変更の手続きは必要ありません。
	二輪自動車(排気量 125CC を超え 250CC 以 下)の使用者及び所有者 (軽自動車届出済証)	住所変更の手続きは必要ありません。